

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2015年4月 1日
至 2016年3月31日

KDD I 株式会社

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2015年4月 1日
至 2016年3月 31日

総 務 大 臣 殿

2016年6月30日提出

会 社 名 K D D I 株 式 会 社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 田中 孝司

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電話番号 (03) 6678-0712

連絡者 経営管理本部長 本田 弘樹

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
名 称 飯田橋事業所

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	8
1 貸借対照表	9
2 損益計算書	11
3 個別注記表	12
4 移動電気通信役務収支表	21
第四部 参考情報	22
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	23
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し 取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額	23
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	23
4 用語解説	23
5 その他	24

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 32 期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

http://www.kddi.com/corporate/ir/library/jigyo_hokoku/index.html

独立監査人の監査報告書

2016年6月23日

K D D I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

京 都 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 源 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第32期事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の第二種接続会計財務諸表のうち移動電気通信役務収支表（以下「収支表」という。）について監査を行った。

収支表に対する経営者の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して収支表を作成することにある。また、収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め収支表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支表が、すべての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されているものと認める。

その他の事項

KDDI株式会社は、上記の収支表のほかに、2016年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2016年5月9日（会社法監査）及び2016年6月23日（金融商品取引法監査）に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

1. 貸借対照表

事業者名 KDD I株式会社

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産		(2,902,817)	I 固定負債		(561,661)
A 電気通信事業固定資産		(1,774,598)	1. 社債		190,000
(1) 有形固定資産		(1,554,992)	2. 長期借入金		277,110
1. 機械設備	2,253,485		3. リース債務		10
減価償却累計額	1,669,413	584,072	4. 退職給付引当金		10,688
2. 空中線設備	678,527		5. ポイント引当金		64,705
減価償却累計額	358,595	319,932	6. 完成工事補償引当金		5,195
3. 端末設備	8,642		7. 資産除去債務		785
減価償却累計額	6,994	1,647	8. その他の固定負債		13,168
4. 市内線路設備	197,134		II 流動負債		(634,871)
減価償却累計額	156,990	40,144	1. 1年以内に期限到来の固定負債		49,860
5. 市外線路設備	100,276		2. 買掛金		50,137
減価償却累計額	94,392	5,884	3. 短期借入金		128,521
6. 土木設備	61,143		4. リース債務		8
減価償却累計額	43,740	17,404	5. 未払金		253,954
7. 海底線設備	46,824		6. 未払費用		6,267
減価償却累計額	44,630	2,193	7. 未払法人税等		82,374
8. 建物	366,949		8. 前受金		29,840
減価償却累計額	212,576	154,373	9. 預り金		14,354
9. 構築物	81,097		10. 賞与引当金		16,577
減価償却累計額	58,135	22,962	11. 役員賞与引当金		145
10. 機械及び装置	5,874		12. 資産除去債務		2,833
減価償却累計額	5,767	107			
11. 車両	1,164		負 債 合 計		(1,196,533)
減価償却累計額	1,030	134			
12. 工具、器具及び備品	78,915				
減価償却累計額	60,554	18,361			
13. 土地		244,663			
14. リース資産	43				
減価償却累計額	26	17			
15. 建設仮勘定		143,098			
(2) 無形固定資産		(219,606)			
1. 海底線使用权		3,577			
2. 施設利用権		10,697			
3. ソフトウェア		202,814			
4. 特許権		0			
5. 借地権		1,427			
6. その他の無形固定資産		1,091			
B 附帯事業固定資産		(44,358)			
(1) 有形固定資産	53,314				
減価償却累計額	24,612	28,702			
(2) 無形固定資産		15,656			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
		(純資産の部)	
C 投資その他の資産	(1,083,861)	I 株主資本	(3,168,841)
1. 投資有価証券	38,758	1. 資本金	141,852
2. 関係会社株式	662,990	2. 資本剰余金	(388,555)
3. 出資金	59	(1) 資本準備金	305,676
4. 関係会社出資金	6,231	(2) その他資本剰余金	82,879
5. 長期貸付金	4	3. 利益剰余金	(2,852,886)
6. 関係会社長期貸付金	152,085	(1) 利益準備金	11,752
7. 長期前払費用	115,548	(2) その他利益剰余金	
8. 繰延税金資産	80,109	固定資産圧縮積立金	677
9. その他の投資及びその他の資産	37,997	特別償却準備金	1,806
貸倒引当金	△9,920	別途積立金	2,317,434
		繰越利益剰余金	521,217
II 流動資産	(1,476,365)	4. 自己株式	△214,452
1. 現金及び預金	56,859	II 評価・換算差額等	(13,808)
2. 受取手形	10	1. その他有価証券評価差額金	13,808
3. 売掛金	1,186,106		
4. 未収入金	38,511	純資産合計	(3,182,649)
5. 貯蔵品	68,356		
6. 前渡金	5		
7. 前払費用	26,031		
8. 繰延税金資産	28,636		
9. 関係会社短期貸付金	83,839		
10. その他の流動資産	4,299		
貸倒引当金	△16,288		
資産合計	4,379,181	負債・純資産合計	4,379,181

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 損益計算書

事業者名 KDDI株式会社

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,598,729
(2) 営業費用		
1. 営業費	552,810	
2. 運用費	36	
3. 施設保全費	262,494	
4. 共通費	2,372	
5. 管理費	79,896	
6. 試験研究費	7,111	
7. 減価償却費	352,139	
8. 固定資産除却費	38,738	
9. 通信設備使用料	495,339	
10. 租税公課	40,805	
電気通信事業営業利益		1,831,740
II 附帯事業営業損益		766,989
(1) 営業収益		1,228,435
(2) 営業費用		1,381,475
附帯事業営業損失		153,040
営業利益		613,950
III 営業外収益		
1. 受取利息	1,300	
2. 有価証券利息	16	
3. 受取配当金	32,073	
4. 雑収入	12,445	
営業外収益		45,834
IV 営業外費用		
1. 支払利息	2,104	
2. 社債利息	3,109	
3. 為替差損	2,837	
4. 雑支出	2,020	
営業外費用		10,069
経常利益		649,714
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	150	
2. 投資有価証券売却益	824	
3. 工事負担金等受入額	360	
特別利益		1,334
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	504	
2. 減損損失	5,650	
3. 固定資産除却損	103	
4. 投資有価証券評価損	897	
5. 工事負担金等圧縮額	360	
特別損失		7,514
税引前当期純利益		643,534
法人税、住民税及び事業税		173,523
法人税等調整額		24,330
当期純利益		445,681

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 個別注記表

事業者名 KDDI株式会社

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
-----	---

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

機械設備	主として定率法
機械設備を除く有形固定資産	定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
空中線設備、建物、市内線路設備、土木設備、構築物	10年～38年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (14年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au WALLET ポイントプログラム」等ポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 768百万円

(注)持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高19,490百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

(2) 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第4条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

社債 20,000百万円

2. 偶発債務

(1) 借入金等に対する保証 24,734百万円

(2) 事業所等賃借契約に対する保証 6,253百万円

(3) ケーブルシステム供給契約に対する偶発債務 5,634百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 152,085百万円

短期金銭債権 124,136百万円

長期金銭債務 411百万円

短期金銭債務 165,072百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額 15,811百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額 153,591百万円

貸出実行残高 78,223百万円

未実行残高 75,368百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	197,101百万円
関係会社に対する営業費用	376,439百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	36,019百万円

2. 減損損失

5,650百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	市内線路設備、建物等	3,977

当事業年度において、国内伝送路の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失3,977百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、市内線路設備2,219百万円、建物442百万円、その他1,316百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
固定通信事業における 一部のサービス (東京他)	電気通信事業用	機械設備等	1,673

当事業年度において、固定通信事業における一部のサービスにかかる資産については、収益性の低下に伴い将来の投資額の回収が見込めず、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失1,673百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備880百万円、その他793百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.05%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	896,963,600	1,793,927,200	—	2,690,890,800
合 計	896,963,600	1,793,927,200	—	2,690,890,800
自己株式				
普通株式	61,984,994	140,561,261	1,125,000	201,421,255
合 計	61,984,994	140,561,261	1,125,000	201,421,255

(変動事由の概要)

1. 普通株式の発行済株式数の増加1,793,927,200株は、1株につき3株とする株式分割（効力発生日：2015年4月1日）によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加140,561,261株は、1株につき3株とする株式分割（効力発生日：2015年4月1日）123,969,988株、2016年2月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得16,584,700株、単元未満株式の買取り6,573株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少1,125,000株は、公益財団法人KDDI財団への自己株式抛出によるものであります。
4. 自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式1,738,000株を含めて表示しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2015年6月17日 定 時 株 主 総 会	普通株式	75,148	90	2015年3月31日	2015年6月18日
2015年11月5日 取 締 役 会	普通株式	87,773	35	2015年9月30日	2015年12月7日
計		162,921			

(注) 2015年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金61百万円は含めております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2016年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 87,192百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 35円 |
| ③ 基準日 | 2016年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2016年6月23日 |

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金61百万円は含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位：百万円)
繰延税金資産	退職給付引当金	2,027
	賞与引当金	5,751
	貸倒引当金繰入超過額等	9,459
	ポイント引当額	19,929
	未払費用否認額	3,982
	減価償却費超過額	23,101
	固定資産除却損否認額	3,870
	棚卸資産評価損否認額	2,911
	未払事業税	5,100
	減損損失否認額	31,734
	前受金否認額	7,043
	投資有価証券評価損	165
	関係会社株式評価損	11,231
	その他	1,131
	繰延税金資産小計	127,434
	評価性引当額	△9,690
繰延税金資産合計	117,745	
繰延税金負債	特別償却準備金	△800
	その他有価証券評価差額金	△6,448
	企業結合における交換利益	△1,455
	その他	△298
繰延税金負債合計	△9,000	
繰延税金資産の純額	108,744	

(追加情報)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、2016年4月1日以降解消されるものに限る。)に使用する法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収または支払いが見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31日までのものは30.8%、2018年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が5,928百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

取引に係る市場リスクでは当社のデリバティブ取引は、貸借対照表上の資産及び負債の有するリスク回避を目的としておりますが、金利取引には金利変動のリスクが存在しております。

また、信用リスクでは当社のデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関である為、相手方の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

デリバティブ取引は、社内規定及びこれに付随して細目を定める各規定に基づき、財務・経理担当部門が、当該案件ごとに権限規定に定める決裁権者による稟議決裁を受け、格付の高い金融機関との間でのみ行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	56,859	56,859	—
(2) 売掛金	1,186,106		
貸倒引当金（※1）	△ 16,288		
	1,169,818	1,169,818	—
(3) 未収入金	38,511	38,511	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	19,060	19,060	—
(5) 関係会社短期貸付金（※2）	78,223	78,223	—
(6) 関係会社株式	5,677	51,820	46,142
(7) 関係会社長期貸付金（※3）	157,701	157,927	226
資産計	1,525,850	1,572,219	46,369
(8) 買掛金	50,137	50,137	—
(9) 短期借入金	128,521	128,521	—
(10) 未払金	253,954	253,954	—
(11) 未払費用	6,267	6,267	—
(12) 未払法人税等	82,374	82,374	—
(13) 預り金	14,354	14,354	—
(14) 社債（※4）	215,000	223,717	8,717
(15) 長期借入金（※4）	301,970	304,712	2,742
負債計	1,052,578	1,064,037	11,459

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払費用、(12) 未払法人税等、(13) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(14) 社債、(15) 長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式	19,698
関係会社株式 非上場株式等	657,313
関係会社出資金	6,231

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	23,856百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	71,011百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	5,170百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	UQコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	71,425	ワイヤレスブロードバンドサービス	所有直接32.3%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	134,251	関係会社 長期貸付金	95,300
									関係会社 短期貸付金	31,752
							利息の受取	510	未収入金	98

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付期間に対応する利率を合理的に決定しております。なお、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,278円44銭
2. 1株当たり当期純利益	178円07銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数および期中平均株式数は1,738,000株であります。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

4. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDDI株式会社

事業年度 自 2015年4月 1日
至 2016年3月 31日

(単位 百万円)

役務の種類	営業収益	営業費用												営業利益	摘要
			営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税 公課			
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)	699,835	480,787	186,929	-	56,174	802	27,326	1,846	74,713	8,259	113,107	11,632	219,047	
	データ伝送役務	1,375,501	862,593	257,940	-	134,738	1,114	38,115	3,659	203,295	20,737	180,483	22,513	512,908	
	小計	2,075,336	1,343,381	444,869	-	190,912	1,916	65,440	5,505	278,008	28,996	293,589	34,145	731,955	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		523,393	488,359	107,941	36	71,582	457	14,456	1,606	74,130	9,742	201,750	6,660	35,034	
合計		2,598,729	1,831,740	552,810	36	262,494	2,372	79,896	7,111	352,139	38,738	495,339	40,805	766,989	

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku_kaikei/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

その一端が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項）で定めるものであって、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））で指定された次の電気通信設備。

- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 2 号の伝送路設備
- ・ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

- ・ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ PHS（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他の移動体通信（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）